

令和 7 年度
防府市自発的活動支援事業
申請の手引き

防府市役所
福祉部障害福祉課

令和 7 年 4 月 1 日

1 「防府市自発的活動支援事業」について

防府市では、障害のある人もない人も、すべての人々が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重される共生社会の実現を目指し、障害者福祉施策の推進と充実を図っているところです。

「防府市自発的活動支援事業」は、市民が主体（自発的）となっていて行っている活動のうち、障害者等やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において行う、障害者福祉の向上を図るための活動について、その活動を行っている団体に補助金を交付するものです。

本事業を多くの皆様に御活用いただき、障害者等やその家族の社会活動参加への機運を高めることにより、本市の障害者福祉の一層の推進を図ることを目指しています。

2 「防府市自発的活動支援事業」 補助金交付基準

(1) 趣旨

この補助金は、障害者や障害児、難病患者（以下「障害者等」という。）が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを行う団体に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付するものです。

(2) 交付対象となる団体

交付対象とする団体は、防府市内に住所を有する障害者等やその家族、地域住民等で構成された団体で、次の要件を満たしている団体等とします。なお、法人格の有無は問いません。

- ① 団体の構成員がおおむね5名以上であること
- ② 防府市内に活動拠点を置き、主に防府市内で活動していること
- ③ 団体としての規約または会則等を定めていること
- ④ 団体自ら経理や会計等を行っていること
- ⑤ 障害者福祉に関する活動実績があること

(3) 交付対象としない団体

次に掲げる団体については、補助金の交付の対象外となりますので、御注意ください。

- ① 政治団体若しくは宗教団体または政治的活動若しくは宗教的な普及活動と考えられる活動を行う団体
- ② 社会福祉法人や医療法人、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供するNPO法人等
- ③ 営利活動を目的とする団体
- ④ 暴力行為を行う団体や暴力行為を行う団体の統制下にある団体
- ⑤ その他市長が補助金の交付について適当でないと認めた団体

また、この補助金の他に、国、地方公共団体及び民間助成団体等からの助成を受け、または受けようとする事業については、補助の対象外となります。

（４）補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のとおりです。

事業区分	補助対象事業の内容
ピアサポート	障害者等やその家族等が互いに悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援します。
災害対策	障害者等を含めた地域における災害対策を支援します。例として、「障害者の防災・避難訓練」、「災害対策講演会」等。
孤立防止活動支援	地域で障害者等が孤立することがないように見回り活動を支援します。
社会活動支援	障害者等が、自分たちの権利や自立について社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害者等の社会復帰活動を支援します。
ボランティア活動支援	障害者等に関するボランティア活動や、障害者等へのボランティア活動を行う者の養成を支援します。
その他の支援	上記の支援以外で、事業の目的を達成するために有効な活動を行っているとして市長が認めた事業について支援します。

（注）事業所のサービスを紹介する説明用リーフレット等の製作、最新福祉用具等を紹介する展示会等、単にサービスや用具等を紹介する事業については補助対象外とします。

（５）補助対象経費

事業を実施する上で、直接必要となる経費を補助します。主に、次の費目について対象とします。領収書等収支が明らかになる書類及び帳票については、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存され、

市長が求める場合には提示できるようにお願いします。

※計上予定経費が対象であるか不明の場合は、事前に相談してください。

対象経費	経費の主な内容
報償費	講師等への謝礼金
旅費	講師等への旅費、研修費（参加料、宿泊費等）
需用費	文具等事業実施に使用する消耗品費、資料の印刷費用
役務費	事業で使用する郵便代、電話料、通信料、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、会場設営費、機材の使用料
その他の経費	上記に掲げるものの他、市長が必要と認める経費

（注）次の経費については、補助金の交付対象外とします。

- 団体の維持・管理に係る運営費等
- 団体の職員等の人件費・賃金等
- 団体の運営に係る備品購入費等
- 団体の運営に係る備品のレンタル料等
- 事前準備に係る経費等（打合せ会場に係る費用、講師の宿泊費等）
- 食事代、懇親会費等

（６）補助金額

補助対象経費（補助率：１０／１０）

ただし、補助金の上限額を１０万円とします。

（７）補助金交付の限度年数

補助金の交付について、同一団体等による同種事業への補助金の交付期間は、最長で３年とします。

（８）申請に必要な書類について

補助金の交付を希望する団体は、次に定める書類を防府市障害福祉課に期限までに提出してください。

【提出（申請）期間】

令和７年４月１日（火）から

※予算額に達した時点で受付を終了します。

【提出書類】

- ① 防府市自発的活動支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 収支予算書（第3号様式）

※収入・支出について、費目ごとの予算額を記載してください。
算出根拠についても記載してください。

- ④ その他市長が必要と認める書類（任意様式）

『必要書類の例』

○団体の概要を記載した書類

- ・設立の経緯 ・活動目的 ・所在地 ・代表者
- ・役員等の構成 ・構成員（会員）の人数 ・主な活動実績

○規約または会則等の写し

○リーフレット案や開催要領案（あれば）

【交付決定通知】

当市で団体の概要や実施事業計画等について審査を行い、5月末までに
団体宛（連絡先指定の場合はその連絡先に）に文書で結果を通知します。

補助金の交付を決定した団体には、請求・振込方法等について改めてお知らせします。

問合せ先

防府市福祉部障害福祉課
〒747-8501 防府市寿町7番1号

TEL : 0835 (25) 2387

FAX : 0835 (25) 2539

E-mail : sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp